

## 大瀧寺の先達衆と安楽寺について

池田正男

### はじめに

かつては大瀧神社の春の例祭の冒頭に行われる神輿の御下り、つまり神輿が山上の奥の院から下される際、神輿の先導役を安楽寺が務める習わしとなっていたと云う。こうした習わしは事実であろうか。また如何なる理由によつて、そのような習わしが生じたのかを探つてみたいと思う。

### 一 中世の安楽寺

#### (一) 安楽寺の特徴

「幸宥等連署状」は中世の安楽寺の特徴を把握できる好史料である。文面は「大瀧寺先達方の人数について十四人は寺住を認め、内十

人は従来通り大瀧寺から給金を出す。この他は一人も増員を認めない。末の四人は祭礼と九月九日の二回以外は出仕に及ばない」としており、以下の点が確認できる。

イ 大瀧寺が先達方つまり山伏の給金を出している。

ロ 安楽寺が大瀧寺の先達方を支配している。

そして当文書は大瀧寺の発給文書であるが、朝倉貞景の裏判を得ている。つまり従来からの「きまり」の変更を伝達していることか  
らみて、それは朝倉氏の意向が反映されているようだ。よつて

ハ 朝倉氏が山伏の数の統制を行つてゐることが窺える。

つまり朝倉氏の山法師の勢力を削ぐ狙いがあったとみる。こうして次第次第に山伏が山から追われていったようだ。

大瀧寺に於ける先達方の役割については後述する。

#### A 幸宥等連署状

大瀧寺先達方人数之事、拾四人可寺住候、此内拾人者如先規寺恩

可給候、於此外者耆人も不可有加増候、仍末四人ハ祭礼九月九日  
 兩度之外者、不可致出仕之状如件、

文龜三年五月十六日

夏一

幸宥（花押）

三和上

静実（花押）

四和上

幸珠（花押）

安楽寺殿

（裏に朝倉貞景の花押あり）

## （二）安楽寺の所領

大瀧寺寺庫田数帳が二通伝来し、そこには「先達方田数」の項があつて、その所領の変遷が知れる。なお長文の史料は稿末に掲示する。

一通は文明年間（二四六九～八七）のもので、先達方の収納数は拾五石八斗九升あつた。もう一通は大永年間（一五二二～二八）のもので、収納数を少し減らして、拾石九斗四升が記載されている。また後者には「先達方収納数」の下方に「安楽寺」と記され、安楽寺が先達方の支配をしていることが証されよう。

また前者には「覚祐寄進安楽寺」の項もあつて収納数拾三石が記されている。しかし後者のこの部分は「大瀧寺新寄進田数」と記され、何故か安楽寺から大瀧寺に移されてしまっている。

また二通の所領の変化を仔細に見てみると、先達方の田数は五石程減らし、十四筆中、十筆が請手に変動があるものの踏襲されている。

因みに「覚祐寄進分」は十三石から八斗減らし、八筆中から七筆

に変化している。

安楽寺が所領を減らしている具体的な内容は不明である。

次いで「朝倉景伝書状」によれば、天文十三年（一五四四）に、「本覚坊叡賢が昨年買得した栗林田一町の米銭共と四郎ヶ谷の山一所は仔細があつて坊主相手であるため止められていたが、安楽寺は忠節であるので本覚坊屋敷と山、さらには田地と金蔵坊屋敷を二位公立ち合ひの上、半分を取得することを認める」といった趣旨である。

因みに文面にある本覚坊は寛正五年（一四六四）七月の「講堂番帳」に名を連ねている。

以上のように朝倉氏は坊主間の土地の売買に制限を加え、安楽寺に対しては半分を召し上げて残り半分の取得を認めた。

前述のように先達方の人数の統制に加え、寺領への圧迫を強め実質的に勢力を削いでいったようだ。

参考までに「大永中大瀧寺々庫収納田数帳」にみえる他の院房の所領を挙げておく。

院主房分	二四・七石	别当房分	二八・七五石
能化房分	一七・五石	大勸進給分	一三・六六石
四人目老僧	八・二石	五人目老僧	七・八石
六人目老僧	六・八五石	上中間	八・二五石
下中間	七・七五石	小勸進	九・二石
以上 合計	一三二・六六石	（銭納分は集計せず）	

なお、文明年間の「田数帳」には主たる院房分の記載がない。恐らく大永年間までの間に、主なる院坊給付分を田で分配したものと

みられる。とすれば、先達坊田数を減らした理由は主たる院房給付のバランスをとるためであった可能性がある。

なお、「大瀧寺の先達の役割と序列」の項で記すが、大瀧寺内では先達方の「首僧一」は院主房、別当房と大勧進の間に序列され、他の先達方は六人目の老僧に次いで序列されている。

**B 朝倉景伝書状**<sup>2)</sup>

当寺本覚坊叡賢去年買得分、栗林田地壹町米錢共并四郎か谷山壹所、有子細此方進退之状、坊主相手対留、依忠節其方江進之候、然二上之本覚坊屋敷、同山壹所・田半・金藏坊屋敷二位公立合、半分宛可有進退、仍陳等無如在可被勲事肝用候、恐々謹言、

天文十參

十二月八日

景伝(花押)

大瀧

安樂寺

円教坊

**(三) 大瀧寺の先達の役割と序列**

「大瀧寺々庫収納田数帳」には先達方の記事が散見される。それらを拾い上げて、大瀧寺に於ける先達方の役割を考察してみたいと思ふ。

**(イ) 修正会**

「修正月会十日行餅配分」には「先達方 四人 一枚宛」とあり、「修正月五日行餅配分定」には「先達方 四人 一枚 首僧一・一和上・二和上・三和上也」とある。また「正月持(餅力)供宮司尾之事」

には「首僧一ハ白米四合飯」云々とあり、「先達方ノ一和上・二和上・三和上迄ハ羹二酒」云々ともある。

よって修正会で餅などの配分を受けるところをみると、先達方の役割があったようだ。

また「先達方三人トアリ呪願ニ立」あるいは「二和上加持香水立」とあるから先達方の役割も垣間見える。

因みに「修正会」とは前年を省みて悪を正し、新年の国家安泰・五穀豊穰などを祈願するもの。

また「加持香水」とは仏前に供える香水を加持によって浄化し、神聖にする儀式。

**(ロ) 常楽会**

「昔常楽会分宛錢之事」には「首僧一 上同」とあり、「常楽会両頭出錢式貫文配分」には「七十二文 首僧一」とあるが、具体的な先達方の役割は不明である。

因みに「常楽会」とは二月十五日の釈迦入滅に行う法要の事で涅槃会とも云う。

**(ハ) 競馬**

「九月競馬用途注文 來九日武具注文」には「乗尻馬 老僧迂廻番、口取ハ寺家也 三年ニ一度先達方へ行」、また「先達方十人首僧一ヨリ和上職証、是モ廻番也」、さらに「行事先達方」とある。

加えて「一 競馬事 老僧成始年逸物乗尻馬出ス、其後者講衆先達方ト代替ニ出也、夏番帳ハ大勧進ヨリ盛、院主・別当・能化・首僧一ヲハ除也」とあって、九月九日に競馬が催され、乗尻馬を老僧

になった始めの年は逸物の乗戻馬を出すこと。その後は講衆と先達方が入れ替わりで提供すること。そして先達方は十人を出して行事を取り仕切る事が記されている。

## (二) 常行堂

「常行堂調事」には「先達八和上マテ講衆モ未御堂江不入仁」とあって先達方も何かの役割を負っているようである。

因みに「常行堂」とは常行三昧堂とも云い、内陣の本尊の周りをグルグルまわりながら念仏を唱えるための堂である。常行堂の存在は比叡山などで行われる千日回峰などの荒行の存在も彷彿とさせる。

## (ホ) 舞屋

「舞屋調人数」には「先達四人」と記し、先達方は役目を負っているようである。「舞屋」は「舞殿」と同義であれば、神社の境内に設けた舞楽を行うための建物で、神楽殿とも云う。

## (ハ) 祭礼

「幸有等連署状」には「祭礼と九月九日の両度は先達方の末の四人は出仕すること」と記しており、役割は不明であるが、任を担っている。

なお、特筆すべきは「法華八講」は仏教儀式であり、先達方の役割はなかったようだ。

## 安楽寺内の序列

次いで安楽寺の支配構造をみておこう。

「先達方 四人 首僧一・一和上・二和上・三和上也」とあるから、先達方は首僧一・二和上・三和上、以上四人がトップであった。

## 大瀧寺の序列

次いで大瀧寺の支配構造を探ってみたいと思う。

「正月持供宮司隄之事」には以下の序列が記されている。

院主房 別当房 首僧一 大勸進両公文所  
四人目ノ老僧ヨリ六人迄下、先達方ノ一和上・二和上・三和上

因みに「天文十九年正月晦日 別当坊五大院」との記述も見られる故、当時の大瀧寺別当は五大院であったようだ。

「季大般若頭役坊事」には

春は五人目老僧ヨリ中間マテ四人ニテ勤也

冬は院主・別当・大勸進・四人目ノ老僧マテ四人勤也

「莊嚴講棒物之事」には

院主坊一和上 院主坊二和上・別当坊二和上

院主坊三和上・大勸進坊三和上 大勸進坊四和上・四人目四和上

四人目五和上・五人目五和上 五人目六和上・六人目六和上

「大永中大瀧寺々庫収納田数帳」での給付田の序列をみておこう。

院主房分 別当房分 能化房分 大勸進給分

四人目老僧 五人目老僧 六人目老僧 上中間

下中間 小勸進

以上、大瀧寺の序列は行事ごとに異なるため、全体としての序列は掴めなかった。

なお大瀧寺の院主房・別当房・大勸進房及び安楽寺は長老による合議制をとっていることが注目される。

## 「幸有等連署状」の発給者の検討

以上を踏まえて前掲「幸有等連署状」の発給者を検討したいと思う。

ここでは「夏一 幸宥、三和上 静実、四和上 幸珎」が安楽寺に通達している。「夏二」の肩書の記述は他に事例は無いが、「競馬事」に「夏番帳ハ大勸進ヨリ盛、院主・別当・能化・首僧一ヲハ除也」の記述が参考になる。つまり季毎に役番が定められており、夏番には院主・別当・能化・首僧一が含まれていたことが知れる。また当文書は五月に発給されているから将に夏番の手に依るものとみえる。

「三和上」と「四和上」は「先達方」の他に前掲の「莊嚴講棒物之事」によれば「院主坊」と「別当坊」と「大勸進坊」の序列にも出現する。先達方への伝達書であるから、先達方は除かれるし、仏事ではないので別当坊でもなく、教化を専らとする能化坊でもなく、大勸進坊でもない。よってこれは「院主坊」の一和上と同三和上と同四和上の発給文書であろう。

#### (四) 中世大瀧寺の先達方と安楽寺のまとめ

暦応四年(一三四二)年六月に「徳江頼員軍忠状」<sup>③</sup>に「一 翌日 廿六日、押寄大瀧城、日々致合戦、同廿八日、攻落彼城畢」とあって、南朝方に組した大瀧寺は壊滅的に破壊された。ことに山上にある巨大な堀切はその折に造成され、如何に巨大な勢力がここに拠ったかが窺える。

しかし、その後は対戦相手であった室町幕府側の為政下であったため、ことに山法師の勢力復活には厳しい監視の目が向けられたはずであると考えられる。

先に見てきたように先達方の分米は文明年間(一四六九〜八七)では多くみて収納米は二十九石であり、一人扶持を四俵とみて十八人

扶持、大永年間(一五二一〜二八)では九石で五人半扶持程度であり、復活を遂げたとは言い難い数字である。

このように朝倉氏の為政下での数字であり、さらなる圧迫を受けていたようだ。

以上、中世をみてきたが、残念ながら神輿に関わる記述は見出せなかった。

## 二 近世の安楽寺

### (一) 安楽寺の退転

以下の二点の史料により、大瀧寺奥の院に拠った一向一揆が誅せられ、併せて「大瀧白山籠屋」つまり修験僧の僧房が壊され、修験僧もそこを追われた。また麓の大瀧寺も燃やされて廃墟となった模様である。

以降、宮座は当頭制(当頭十二人、内頭立二人)を以って支配し、宮守を置くという制度を踏襲するに至ったという。

### C 北畠信意宛黒印状<sup>④</sup>

大瀧白山之嵩へ一揆等相集之状、滝川ニ掃部助相副遣之候、四五百被討捕之由、先以可然候、殊今日も逗留候て谷々相搜、被打果候由、簡要候、日数、行之事者、不苦候、いかにも念を入、一人も不残打果候様可被申付候、次ニ原田備中守赤谷へ越候由聞届候、猶追々可有注進候、恐々謹言、

八月廿日

信長(黒印)

茶筥殿

D 京都所司代村井貞勝宛印判状写<sup>5)</sup>

廿日書状、今日廿二、至府中到来、披見候、  
(前略)

廿日、ひなかつたけと申山へ玖右衛門尉・前田又左衛門尉、其外馬廻者共遣之、千余人切捨之、生捕百余人、これも則刎首候、茶箋・滝川手にて於大瀧白山籠屋追崩、六百余、其外平野土佐・あさみ、鉄砲者共五十・六十つ、切之、生捕十人・廿人つ、到来、不知数候、(後略)

八月廿二日

村井長門守殿

信長

(二) 近世安楽寺の役割

『大瀧村氏神由来』では安永四年(一七七五)時点に於いても安楽寺は宗旨は天台としながら、寺院ではなく氏神と認識されている。また祭礼時の神輿の先達坊を務める格式であると明記している。

E 大瀧村氏神由来<sup>6)</sup>

今立郡大滝村 氏神之由来

大瀧兎大権現 又言 正一位小白山大明神

祭神二座 国常立尊

伊弉諾尊

本地十一面観音ト云 泰澄大師作

近郷四十八村之鎮守也 (中略)

池田 大瀧寺の先達衆と安楽寺について

前立八川上御前 越南知八 大己貴命と大杉を祭ル  
別山ハ素戔嗚命・梅咀麗仏 護摩堂 不動

講堂ハ釈迦

毘沙門

其外諸神を納メ、神僧社人四十八宇、山伏六人、社領七十余丁朝倉家御代々御祈祷所也と申伝、今に書キ物等御座候、(中略)

同村

一 天台

安楽寺

本尊 行基作

当寺ハ権現祭礼之節、山上・山下江奉迎奉上輿とき先達坊之旧院也、四十八坊之内と申候、其外四十八坊之旧地色々申伝候事

共御座候、

宮地并寺地ハ御年貢無御座、古来より村除之由に御座候、

右御尋ニ付申上候、以上

安永四年未五月

春祭礼の安楽寺の役割―天保五年の絵馬に見る先達―

『神と紙』より抜書きしよう。

天保五年(一八三四)三月 祭礼図絵馬(法華八講)<sup>7)</sup>

絵図の構図

上宮(奥の院)からのお下りは神道支配

下宮における神殿前の法華八講は仏教支配

行列の次第

露払い、先達衆(法螺)、天狗獅子、侍者、先達坊(安楽寺)、

寺僧、侍者、先箱、傘持、神官（上嶋土佐守）、侍者、跡箱、傘持、侍者、

当頭立（三田村長門守・神籬）、侍者、長刀、神旗、神輿、神旗、神輿、当頭衆、唐櫃、殿（村役衆）

拜殿前では湯立の神事が行われ赤い衣体に結袈裟を着けた先達（福昌院か）が御幣を持って祈禱している姿が見える。

この絵馬<sup>8</sup>を仔細に見てみよう。先頭は袴を着た露払二人、次に先達衆は赤衣の僧一人、結袈裟を付けた山伏二人、その中の一人は法螺を持ち、もう一人は笈を背負う。赤衣の僧一人、山伏二人、以上六人で構成される。次に棒の先に天狗面付けたものを持つ白衣で立烏帽子の二人、次は獅子頭の三人、先達坊集団は袴の侍者三人、白衣袈裟の僧の先達坊一人、黒衣の僧一人、袴の侍者、先箱、傘持の各一人、以上八人で構成される。以上の集団が先達のグループと云うことになる。次は神官集団が続く。

また湯立神事では五つの湯釜を並べ、その前に赤衣を着た僧が祈禱している。

ただし御幣を持つていることは確認できるが結袈裟は確認できない。

以上から天保五年（一八三四）の祭礼図絵馬では、先達衆六人中、二人が赤衣の僧形であり、先達坊八人中、白衣赤袈裟、黒衣の二人が僧形である。また湯立神事は赤衣の僧が執り行っている。

『神と紙』では先達坊（安楽寺）と記し、湯立は福昌院かと記す点を法徳寺の項で再検討してみたいと思う。

### （三）安楽寺の衰退

寛保三年（一七四三）には安楽寺が荒廃したので丹生郡岡本村へ寺号を譲渡する話が進んだが、大瀧村から取り消しを求め、沙汰無となった。その後は三田村周防が安楽寺に一人半扶持を給付することとし、大瀧権現祭礼に際しては安楽寺の僧は法楽を勤め、引接寺は三月と九月の祭例には三日間の内一日は法楽に参勤することで決着した。

そもそも寺号譲渡を進めていたのは引接寺であるから、この時は既に安楽寺は引接寺末となっていたようである。後述する『南越温故集』には「大瀧安楽寺 尼」とあるから、この時は既に尼寺になっていたようである。

先述したように、これより後に行われた「天保五年祭礼図絵馬」では先達方や先達坊、さらには湯花神事は僧形で参画しているように描かれており、引接寺系の方々に委ねられたとも考えられる。

また後述する慶応四年（一八六八）の「三田村家蔵中規定書」によれば祭礼の湯花神事や竈弘などの神事は府中山伏福昌院が務めている。

### F 安楽寺 濟候証文<sup>9</sup>

#### 濟候証文之事

一今立郡大瀧村安楽寺及荒廢候付、丹生郡岡本村江寺号御引取被成度旨、引接寺分 御公儀江被願上候處、大瀧村ニ有來候安楽寺を外江被引取候事者、大瀧村人難儀ニ存、寺号相渡候儀難致候旨、大瀧村分亦 御公儀江願申上、双方被及異論候故、周防殿氣之毒ニ被存候而、安楽寺之儀往古ハ惣社大瀧権

現社僧寺之内ニ而御座候間、其由緒を以て、当年々毎年壹人半扶持米六俵宛周防殿々寄附可有之候間、大瀧村ニ而相統相成候様ニ取扱致呉候様ニと頼ニ付、其段申談候所、双方共御納得之上、大滝村ニ而安楽寺相統候筈ニ和談ニ而相濟申候、就夫大瀧権現祭礼之砌、安楽寺之住僧々法衆被相勤候様ニと申談候所、是亦御納得ニ而相濟候、然上者当年中ニ安楽寺再興相成候様ニ、双方共入魂有之筈ニ相究申、為後証一札、仍而如件、

## 取扱府中

沢嶋双卜 (黒印)

寛保三亥年閏四月

大瀧村長百姓

三石衛門 (黒印)

弥七 (黒印)

太郎兵衛 (黒印)

仁兵衛 (黒印)

大瀧村庄屋

彦右衛門 (黒印)

府中

引接寺役者 (黒印)

右安楽寺荒廢候ニ付往古之由緒茂有之事ニ候得者、為相統当年々毎年壹人半扶持米六俵宛可致寄附候、尤相違有之間舖者也、

大瀧村

池田 大瀧寺の先達衆と安楽寺について

寛保三亥年閏四月

三田村周防 (黒印)

右之通相濟申上者拙僧一代者 大瀧権現祭礼之砌三月九月共三日之内一日ハ為法衆可致参勤候、已上

府中引接寺現住

寛保三亥年閏四月

真燈 (黒印)

## (四) 近世法華八講にみる安楽寺と法徳寺

天保十五年(一八四四)と慶応二年(一八六六)に行われた「法華八講」について、安楽寺の役割を見てゆきたいと思う。なお、この催しに法徳寺が頻出する。この両寺を中心に追ってみたいと思う。この法徳寺については中世史料では見出せない。明治期の寺院台帳によれば「往古は盛禪坊という大瀧寺の末寺であったが、明応年間(一四九二～一五〇二)に放光寺末となり、寺号を法徳寺とした」とある。

この「法華八講」はもとより仏事であるから放光寺末の法徳寺が大きな役割を果たしている。

法徳寺は塔婆書きを初めとして、行列を大鳥居で出迎え先立を務め、法徳寺で休息の後、お宮まで案内し、お宮を参内見権現開扉した後、法華八講が始まるが、ここでは「灑水」役を務める。そしてこの謝礼と塔婆書き代を含めて金二両と銀二百疋を受けている。

なお、天保十五年法華八講記の法徳寺への礼金の内訳として「下宿御挨拶并御開帳中四座之護摩」と記し、慶応二年のそれには「御両寺下宿并先例之通御神忌大祭礼中護摩御礼」とあり、府中山伏福昌院はどこにも記載がない。よって護摩の中に湯花神事も含まれるものとみられる。ただし『神と紙』の年表<sup>⑩</sup>によれば天保十五年の項

に「開扉大瀧児大権現仁王般若経転読」の福昌院祈祷札が残っているようだから、法徳寺と福昌院は共に奉仕していたようだ。

一方、安楽寺は引接寺と放光寺の行列を戸谷まで名代を近迎えに派遣するのみである。安楽寺は引接寺末となり、あるいは仏事に参加することになったかともみたのであるが、それは無かったのである。

なお天保十五年の「法華八講記」は慶応二年のそれと役割については変動がみられるが、大差はないので史料の抜書きを差し控える。ただし「先例 安楽寺名代相努出迎ニ罷出候様、申届ケ候間役当り入不申候、長右衛門」の記述があり、天保十五年時点で両寺の行列を戸谷迄近迎えに出ることが既に先例となっていたことが知れる。

### 三田村家歳中規定書にみる安楽寺と法徳寺

次いで慶応四年（一八六八）の三田村家「歳中規定書」には大瀧権現や法徳寺と安楽寺の行事が散見されるので、その記事を抽出しておいた。

正月十三日の左義長、三月五日祭礼の湯花神事、六月二十四日地藏祭の湯花神事、九月八日祭礼の湯花神事、以上は府中山伏福昌院が務め、その折には三田村家の竈のお祓いも併せて依頼している。

五月十五日には三田村家の竈のお祓いを法徳寺が務めている。そして七月の盆と十二月二十八日には法徳寺は祈祷料銀二十匁と銀十匁をそれぞれ贈られているが、安楽寺はそれぞれ米一升を贈られるに留まる。

よって安楽寺は三田村家から扶持米を贈られるのみで、祈祷などは一切行っていない模様である。

因みに府中山伏福昌院については、明治三年の「福井藩修験道本末寺号外明細帳」によれば、天台系聖護院末で五十三ヶ村を祈願檀村としている。「越前志」によれば高木村の四月と九月の東尋坊祭で湯花神事を取り扱うなど、府中きつての山伏寺院であったが、明治五年の修験道廃止令によって廃寺となった。よって明治に入つて以降の祭例での湯花等は取止めになったとみられる。

次いで近世末の安楽寺の事情は「明治五年寺院由緒」に「引接寺末寺と成、改号して安楽寺と称し、夫今代々引接寺の指図を以、住僧を定」云々とあつて、近世末は引接寺が実質的に差配し住僧を送り込んでいたことが知れ、明治初年まで尼を居住させていたようだ。なおこの史料には明治初年に存続を巡って経緯があつた旨記されているが、本題とは外れるので記に留めないものとする。

### G 福井藩修験道本末寺号其外明細帳<sup>①</sup>

右本山

同国同郡武生竹ヶ花町

一聖護院霞下

福昌院

住職

宗龍

一境内 式畝拾八歩

一祈願檀村 五十三ヶ村

一元朱印地除地山林等無之（中略）

右書面之通相違無御座候 以上

明治庚午年十一月 福井藩

辨官 御中

H 越前志<sup>⑫</sup>

今立郡高木村

東尋坊祭 四月五日、九月十日、府中福正院湯花上ル

I 今立郡寺院台帳<sup>⑬</sup>

安楽寺

福井県今立郡岡本村大瀧二七―四〇

天台宗

阿弥陀如来

引接寺末

由緒 当寺ハ往古当村大徳山大瀧寺山内ニテ持観坊ト称シ、

四十八坊ノ中ナリ、往古ハ山上ニ本堂アリシガ天正年中

本堂ヲ村端ニ下シ再建ナシ時ノ住職引接寺ニ所縁アリシ

ニ付引接寺末派トナリ改号シ安楽寺ト称ス

法徳寺

福井県今立郡岡本村大滝村二八―六

天台宗

阿弥陀如来

放光寺末

由緒 養老年中泰澄大師ノ開基大瀧兎大権現大徳山大瀧寺一

山ノ内、盛禪坊ト称シ、天正年間勢州左近将監一益来リ

堂塔伽藍焼亡シ、中興律天和尚ノ代教善院光明山法徳寺

ト改称、明応年間坂本西教寺真盛上人ニ帰依シ中新庄放

光寺末トナリ今日ニ至ルモノナリ

J 寺院由緒<sup>⑭</sup>

今立郡大滝村

天台律宗南条郡武生幸町引接寺末

元安楽寺（中略）

引接寺末寺と成、改号して安楽寺と称し、夫々代々引接寺の指

池田 大瀧寺の先達衆と安楽寺について

図を以、住僧を定、当時清良にて相続仕候所、明治三年年本寺  
合併社由寺引接寺之隠居所ニ相成、当時留守居ニ御座候、

（明治以降に「」を付し、無と記す）

一 檀家

壹軒

一

当住職 清良尼

壬申 二十九才（中略）

右之通り相違無御座候

明治五壬申三月 元安楽寺 清良尼

印

今立郡大滝村

天台律宗同郡中新庄村放光寺末 法徳寺

一 養老年中泰澄大師開基大徳山大瀧寺一山ノ内盛禪坊ト称シ

候、明応年間坂本西教寺真盛上人ヲ帰依シ中新庄村放光寺末ト

相成候、中興当住律天和尚之節法徳寺ト改号仕候、右律天和尚

ヨリ今ノ良静マテ三十四代目ニ御座候、

一 檀家 三十四軒

一 住職 良静 壬申 三十一歳（中略）

右之通り相違無御座候 已上

明治五壬申三月 法徳寺 良静

印

## (五) 近世法徳寺の活動

少々冗長であるが、法徳寺の活動に触れておきたいと思う。

杉崎神社<sup>⑮</sup>には法徳寺の護摩木札が遺存している。

文面は

日月清明 光明山

(表) カーン 奉修練児大権現法楽護摩供除災 鬼衆□意祈所

風雨順時 法徳寺

(裏) ボロン

明治元年 戊天 □加者

(表) カンマン 奉修加行護摩供廿一ヶ處村中安全祈所

辰霜月 吉祥日 良音敬白

(裏) 急急如律令 ボロン

右方の木札には年月は記されていないが、「児大権現」と「光明山法徳寺」とあって法徳寺の護摩木札である。左方の木札には「明治元年霜月」とあり、「良音敬白」とあって寺院名が記されていない。しかし僧名の「良」は通字であって、放光寺では該当名がみられないが、引接寺二十九世良順上人があり、明治五年の法徳寺寺院由緒は「法徳寺良静」が署名している。しかし良音は両寺の歴代には見出せないが、恐らくこの法系に連なる人であろう。<sup>16)</sup>

杉崎神社に遺されている他の護摩木札によれば、府中上人町大行院<sup>17)</sup>と福井米沢町清宝院<sup>18)</sup>に護摩祈禱を委嘱している。ところが明治になつて法徳寺に護摩祈禱を委嘱したものとみられる。

恐らく修験道廃止の気運が生じてきたので、当神社氏子に引接寺

檀家があるので引接寺系の寺院に護摩祈禱を委嘱したものと推測される。しかし慶応四年（一八六八）三月の神祇官通達の神仏分離令、明治五年（一八七二）九月太政官布告の修験道廃止令が出され、神社での仏式祈禱が廃止となり、護摩木札はこれを最後として新たなものは残されていない。

前者の木札によって大瀧寺における護摩祈禱を法徳寺が執行していたことが明らかとなった。つまりこの護摩札は手書きではなく板木などの定型の様式であり、恐らく急な依頼のため、当場ののぎとして当護摩札を持参したものとみられ、数多く作成されたものとみられる。

恐らく旧大瀧寺氏子の村々に法徳寺が護摩祈禱を行っていたものと推測される。

余談ながら護摩とは護摩の炬に細長く切った薪木を入れて燃やし、炬中に種々の供物を投げ入れ、火の神が煙とともに供物を天上に運び、天の恩寵にあずかるうとするものであるが、僧が寺院で行う護摩法要と、山伏が広場で執行する護摩行とは内容的に趣を異にする。つまり僧が仏前の護摩壇で行うものと、山伏が野外で神前に柴などで護摩壇を築いて行うものがある。大瀧寺や杉崎神社で行われた護摩行は山伏のそれであった。なお、先の護摩木札にある梵字のカーンとカンマンは共に不動明王の種子であるから、法徳寺は不動明王の神力を得る護摩行を行っていたことが知れる。

**天保五年の祭礼図絵馬に描かれた先達の検討**

以上みて来た通り、安楽寺は寛保三年（一七四三）には寺号を売

り渡すほどに衰退しており、天保十五年（一八四四）や慶応二年（一八六六）の法華八講での安楽寺の役割は引撰寺や放光寺の行列の近迎えに限られている。この法華八講では法徳寺が護摩行などを務めている。なお天保十五年の福昌院の祈禱札が残っており、福昌院も関わりがあったようだが、いずれにせよ、この時点になると安楽寺は護摩行や湯立神事を執行する山伏を擁し切れなほど衰退していたものと考えられる。

また杉崎神社の護摩札に見るように法徳寺が児大権現の護摩行を執行していたようである。

よって天保五年の祭礼図絵馬が正確に描かれていたとする前提でみれば、先達衆や先達坊と湯花神事は僧形に描かれており、これは山伏たる福昌院ではなく、法徳寺が務めていたものと推考する。

なお近世に於いて天保十五年以前に法華八講が行われたことを示すものとして、加藤河内家文書の「御用諸向記録<sup>19</sup>」に「文化九壬申三月二十三日ヨリ来ル四月二十三日迄大瀧児権現開帳：同四月十一日府中圓城（引撰）寺法教（華）八勾（講）相動リワキ同司新庄法（放）光寺相勤メ申候」とある。また内田吉左衛門家文書の「萬覚留<sup>20</sup>」に「一 甲辰（天保十五年）大瀧児大権現様三十三年同開帳」の付記に「但此以前文化九申年之時」とあるから、この絵馬は文化九年（一八一二）を反映している可能性が高い。

なお「天保十年神社二関スル演説書<sup>21</sup>」に「放光寺は六年前に七日間山籠修業のため三田村方に対応を頼んだ」云々とあり、放光寺と神職方との対立が生じてきたことが記されており、天保初期は放光

寺と法徳寺の奥の院への出入りなどの対立が顕著になってきた模様だ。また天保十五年の福昌院の祈禱札が残されており、慶応四年には祭例の湯花神事は福昌院が務めている。こうした放光寺・法徳寺に対する神職の依頼に依るとみられる福昌院との間に生じた確執は、衰微した安楽寺跡式（先達方が執り行っていた權益）を巡る争いの構図であった。

#### （六）近世大瀧寺の先達方と安楽寺のまとめ

天正元年（一五七三）の信長の朝倉攻めでは大瀧寺は早々と寺領を安堵されている。しかし、その後は一向一揆が大瀧寺に入り込み、天正三年（一五七五）の信長の一揆討伐では大瀧寺奥の院に一揆勢が立て籠もり、信長勢により大瀧寺は廢墟となるに至る。そして、大瀧権現は神社として復活を遂げたが、御神領を持つことはできなかったようである。

ここに至り安楽寺は引接寺末となり、生延びた模様であるが、寛保三年（一七四三）に至って、いよいよ立ち行かなくなって、寺号を丹生郡岡本村に譲渡することとなったが、大瀧村からの要請で三田村氏の援助を受けて存続することとなった。

そして天保五年（一八三四）の祭礼図絵馬によれば、神輿の先導と湯花神事には僧形で描かれているところをみれば、法徳寺が取扱っていた模様である。また慶応二年（一八六六）の法華八講には護摩行などの山伏としての行事は法徳寺が務めている。どうもこの頃、安楽寺は尼寺となっていたようだ。

そして明治になって神仏分離令によって「法華八講」など神社に

於ける仏事は廃止となり、修験道も廃止となるに至り、神社に於ける湯花神事も取り止めとなり今日に至っている。

以上、中世・近世史料を通じて安楽寺が神輿の先導をするとの記述は安永四年の「大瀧村氏神由来」の「権現祭礼之節、山上・山下江奉迎奉上輿とき先達坊之旧院也」のみである。少なくとも近世にそうした習わしの伝承があったことは確認できた。しかし残念ながらその起源や終焉を明らかにすることはできなかった。

また近世に安楽寺が祭例での神事を行うとの記述は『越前国名蹟考』の大瀧児権現に「今天台宗安楽寺古坊舎の内にて今以神事を勤む」とあり、さらに「安楽寺濟候證文」の「大瀧権現祭礼之砌、安楽寺之住僧合法楽被相勤候」とにあるが、その具体的な史料は見出せなかった。またそうした習わしは先達方の元締めたる安楽寺が担ってきた職分から生じたともみられることも判明した。しかし先達方の生きる根幹となる升米や神事の激減により、近世末には完全に衰退に至った。なお明治維新の神仏分離令により「法華八講」は停止させられてきた。よって慶応二年（一八六六）に行われたのが最後であったが、平成四年（一九九二）五月に実に百二十六年ぶりに法華八講が復活を遂げた。

### 三 安楽寺の草創と安楽寺の旧地の考察

#### (一) 大瀧寺と安楽寺の草創について

安楽寺の草創については『南越温故集』の別本に

#### K 南越温故集<sup>22</sup>

大円寺 開基唯元 後関泉寺ト号ス

大瀧安楽寺 尼

新庄 高源寺 放光寺

長福寺坂ト云、此寺越中へ引、アメコゼノ坂トモ云、今ノ坂八間部家ノ領ニナリテ開クトゾ、大瀧権現小白山 十二坊ノ内ナリ、とあって「大円寺、大瀧安楽寺、新庄高源寺、放光寺、長福寺は大瀧権現小白山十二坊の内也」と記している。前掲の「大瀧村氏神由来」では四十八坊とあり、この食い違いは「関泉寺由緒」<sup>23</sup>では「当寺はもと、泰澄大師養老二年当国大滝村稚児権現草創十二坊の由」と記し、十二坊とは草創十二坊の意と理解されよう。

新庄高源寺は三里山の山上にその遺跡があつて、泰澄開創の山林寺院との伝承がある。「今立郡誌」<sup>24</sup>には

権現堂跡 行司嶽の半腹にあり。今尚二株の老杉ありて其下に方五間程の社跡あり。往古稚子権現を奉祀せるに一夜大風雷老杉の梢端を折り、神体と共に飛んで岡本村大瀧の山頂に至り、大瀧稚子権現として祀らるるに至れりと伝う。

放光寺は高源寺から石を投じて落ちた所に寺院を建立したとの伝承を有し、中世末に大瀧寺を離れ引接寺末に転じた。しかし今尚、大瀧神社の法華八講等の仏事には大役を担う慣習が続いている。

戸谷大円寺は天正三年に大瀧寺と共に戦禍に遭い焼失した。その後、関泉寺の寺号を得て真宗に転じた。山麓にはその遺構が残っている。

長尾長福寺は新庄保鴨の宮の戦いで戦禍に遭い、越中へ移転した

というが確証はない。長尾猫坂の脇にその遺構が残っている。

大瀧安楽寺については前述の如くであるが、前掲の四ヶ寺は三里山の山上と山麓に所在するのに対し、安楽寺は大瀧に所在し、「大瀧寺収納田数帳」に寺号を記しているのは安楽寺のみであり、大瀧寺草創十二坊との格式であったことが理解できよう。

筆者が思考するに、大瀧寺の参道が府中に向かうべく大鳥居跡と称する塚が現存する点からみて、大瀧寺は国府を守護する寺院として建立されたとみる。この国府を挙げての大事業であるため、三里山にあった集団がここに移されたとみる。

そして安楽寺が先達集団を統べる寺院であったことからみて、三里山にあった先達方を大瀧の地に率いてきた集団ではなかったと推考するものである。

## (二) 安楽寺の旧地について

「寺院台帳」によれば「往古ハ山上ニ本堂アリシガ天正年中本堂ヲ村端ニ下シ再建ナシ」云々と「当寺ハ往古当村大瀧寺山内ニテ持観坊ト称シ、四十八坊ノ中ナリ；引接寺末派トナリ改号シ安楽寺ト称ス」とある。しかし中世文書で安楽寺が見えるから、「寺院台帳」の安楽寺とは別の寺院とみえる。ただし「寺院台帳」の記述が信頼できるとすれば、天正の災で安楽寺が退転してしまつてから、山上にあった持観坊つまり先達方であった坊が安楽寺を再興したとみることができよう。

次に安楽寺の旧地はどこかを探ってみたいと思う。伝承によれば大瀧権現に至る参道と岡本川が交差する地点からその川上に向かう

西側の側道は、安楽寺の大門道であると云う。その大門道南方の先は現安楽寺に突き当たる位置にある。また現安楽寺の50m程南の山際には神宮堂があつて虚空蔵菩薩像が祀られている。「大徳山大瀧寺図」<sup>25</sup>によればこの図に「南」と記し岡本川とみられる川の右方に「こくぞうどう、同石の御前」とあつて現在の神宮堂に合致する。

虚空蔵菩薩は広大な宇宙のような無限の知恵と知恵を持った菩薩で、その修法「虚空蔵求聞持法」は一定の作法に則つて真言を百日間かけて百万回唱えようと、あらゆる教典を記憶し理解して忘れることがないと云う。

またこの神宮堂からは奥の院が見通せる場所であつて、奥の院のパワーを受ける好適な地であつた。まさに先達坊が修する堂であつた可能性が高い。

以上のことから、中世の安楽寺の規模は現安楽寺から南方の山際にある神宮堂あたりまでと推測するものである。よつて天正期に退転した安楽寺の旧地に安楽寺を再建したと云えよう。

## 四 あとがき

前稿<sup>26</sup>を調べる過程で「安楽寺、大瀧寺草創十二坊の内」の記述を見て以来、当寺が気になつていた。その後、大瀧神社祭例の神輿下しに、安楽寺は先導役を務める習わしがあつたことを知つたことが、この稿を起す契機となつた。

安楽寺は山伏を統べる寺院であつて、極めて異色の寺院である。

また大瀧寺草創十二坊の内と伝え、大瀧寺草創を探るヒントを与えてくれる存在でもある。このような特徴を有する寺院の史料は大変貴重である。しかし残念ながら草創から鎌倉までの文献史料はなく、仏像等の遺物に頼るほかはない。発掘調査による考古学的アプローチが望まれる。

史料集

M 大瀧寺々庫収納田数帳<sup>2)</sup>

先達方田数分

一反二三斗一升二合五勺宛

八段

式石五斗

此内 二反覚勝右衛門

六反粟田部常心

東下

壹段

式石五斗

大勸進坊

大蔵町

参段

七斗代

式石五斗八升

野岡道訓

大蔵町

壹段

七斗代

八斗六升

未作道訓  
大勸道取継

鹿浦前 半川成二引之外

壹段

五斗

正一左衛門

五ノ坪

壹段

壹石四斗

神郷屋敷左衛門

五ノ坪

半

七斗

一和上

舞田

半

五斗五升

法城房

上舞田

半

六斗

粟田部笠屋左衛門  
首僧一 宮司乗道

上舞田

半

六斗

首僧一  
神郷大岩

中ノ町

半

九斗

新屋右衛門

修理田

半

五斗

柴垣覚心

講田

半

五斗

法城房

井上寺

大

一石二斗

円蔵坊

已上 拾五石八斗九升

(中略)

覚祐寄進

式段

三石

柏尾上覚

尾作講堂灯明田

壹段

一石

新在家相阿

仏供田

式段

一石三斗

道戒左衛門

火焼講堂灯明田

壹段

式石

ヒケ右衛門

大口町

壹町

式石

山室  
良珠左衛門

権現灯明田

壹段

八斗

神郷  
竹右衛門

桐木観音仏供田

N

大永中大瀧寺々庫収納田数帳<sup>28</sup>

先達方田数之事 安楽寺

方法

八段

貳石五斗

杉尾通善兵衛

大蔵町 反別八斗六升宛

参段 七斗代 貳石五斗八升

一反 大林きやうさい

一反 同

一反 鍛冶屋村大工新衛門

同

壹段 七斗代

八斗六升

大勸進執継作  
のうか兵衛五郎

鹿浦前半、川成ニ引外近年又ニ斗五升川成ニ引

壹段

五斗

鹿浦道教 石蔵下

五ノ坪

半

七斗

一和上

舞田

半

六斗

首僧一

同

半

六斗

彦三郎 乗道作

中ノ町

半

九斗

神郷了祐

修理田

半

一石二斗

貞友道一

観音灯明田

壹段

一石七斗

今北東之道観

以上 拾三石

井上寺 半

五斗

栗田部柴垣正善

大

壹石貳斗

乗音

已上 (拾石九斗四升)

(中略)

大瀧寺新寄進田数之事

覚祐寄進分

菅原熊野神田

貳段 今八蔵納二石入

参石

此内一反印牧方

被落跡年貢八三石

栗田部常祐兵衛二郎

尾造講堂灯明田

壹段

壹石

栗田部はい屋左衛門太郎

柏尾細工屋敷南講堂仏供田

貳段

一石三斗

柏尾建重

火焼ツホノ内講堂灯明田

壹段

貳石

今八川原成テ六斗寺納  
新在家兵衛五郎

大口町

壹町

貳石

重国宇野方

桐木峯観音仏供田

半

壹石貳斗

栗田部ナハテノ五郎衛門

今北東

壹段

壹石八斗

太平殿寄進

以上(拾二石二斗)(中略)

O

大瀧寺々庫収納田数帳<sup>29</sup>

修正月会十日行餅配分

先達方 四人

一枚宛

(中略)

修正月五日行餅配分

先達方 四人 一枚 首僧一・二和上・三和上也

(中略)

池田 大瀧寺の先達衆と安楽寺について

右任先例差定處也、仍無懈怠可被勤仕之旨、依衆徒僉儀執達如件  
読様 年号 公文在庁法師 別当権少僧都 名乗

修正月会七日夜御行懸餅事

(中略)

大瀧寺自年始勤行目錄役等事

定餅配分 是峰七日夜行餅ノ分

(中略)

先達方三人トアリ 呪願ニ立

首僧一

三枚 一和上 加持香水立

三枚

二和上 加持香水ニ立

三枚 三和上

三枚 (中略)

昔常楽会分宛錢之事

公人三人

十六文宛十二文引定

首僧一

上同

常楽会両頭出錢式貫文配分

七十二文

首僧一

(中略)

右任先例差定處也、仍無懈怠可被勤仕之旨、依衆徒僉儀執達如件

願主小白山大明神

催使十八伽藍

年号 公文在庁法師

別当権少僧都 名乗

九月競馬用途注文

(中略)

来九日武具注文

(中略)

乗尻馬 老僧牙廻番、口取ハ寺家也

三年ニ一度先達方ヘ行

先達方十人

首僧一ヨリ和上職証、是モ廻番也

行事 先達方

口取 寺家

年号

九月日

一 競馬事

老僧成始年逸物乗尻馬出ス、其後者講衆先達方ト打替ニ出也  
夏番帳ハ大勸進ヨリ盛、院主・別当・能化・首僧一ヲハ除也  
彼岸番帳ハ院主・別当ヨリ皆盛  
于時長享元年丁亥九月上旬書之賢□ (花押)

一 常行堂調事 米二斗常行堂ヨリ下行 二百文菜代

同堂ヨリ下行 汁ハ和布、菜ハ三 牛蒡 昆布 蕨等 依時宜

衆徒先達ハ和上マテ講衆モ未御堂江不入仁ニハ臺ナシ (中略)

講堂番帳之事

福泉坊 円藏坊 東泉坊 乘林寺

大楽坊

忍善坊

西城坊

如意坊

五大院

堂屋敷

花藏坊

今ハ山本

大坊

正藏坊

今ハ觀行坊 (中略)

本覚坊

(中略)

觀行坊

寛正五年七月三日

此内院主別当役人除 講堂番風呂

(中略)

一 舞屋調人数

宿老六人 両公文 行事楽人 先達四人 持供宮司 行事 大勸進ヨリ

下中間迄

享徳式年癸酉三月日

正月持供宮司罷之事

院主房 别当房 首僧一ハ白米四合飯 菜三、蕨茎蕪臈、此等ニテモ汁一、

芋茎ニテモ

又ハ青ニテモ

P

一 升餅一枚宛、板草履一足宛、芋羹二二種 肴アリ清酒也  
 大勸進両公文所 餅一枚宛 芋羹二餅ヲ三人テ食スル也  
 板草履一足宛清酒也  
 四人目ノ老僧ヨリ六人迄ト、先達方ノ一和上二和上三和上迄ハ羹ニ酒□  
 モル、又板草履一足宛  
**法華八講記 慶応二丙寅歳三月**<sup>30</sup>

記

(中略)

一 塔婆松木御峰ニ而 伐立拵候事

塔婆書 法徳寺観証西堂

慶応二丙寅歳三月三部伝燈

大阿闍梨良順上人謹白 浚

右出来差帖之紙広奉書ニ而式枚斗遣 法徳寺江為持遣し、府中引接

寺 寺中罷參、前日御支度被成候事 (中略)

一 (御行列 放光寺、引接寺、省略)

安楽寺名代兼帯

御両僧近迎ひ戸谷迄出張 長右衛門

但シ長右衛門儀安楽寺名代も相勤申候儀者先例にも有之候間、役当

二人不申候

大鳥居迄出迎見送り面々

(中略)

右之人々法徳寺御宮迄先立兼帯

一 御両僧法徳寺江着ニ相成候半、御宮江御参内之節人足供揃吟味致置

候事 (中略)

一 御宮御参内中

(中略)

右御寺内若早々法徳寺并ニ引接寺御寺内太郎太夫、宮内庄三郎同道

御宮御案内仕、社たん錢付御身分之上道具早々、被探申候事、夫御

寺内ハ差定御書之事、

(中略)

池田 大瀧寺の先達衆と安楽寺について

差定写

児権現開扉

一乗講讀大会

舞殿 大衆及往

読師 撰取山 貫主

伽陀 幸善院

灑水 法徳院

講師 高源山 方丈

唱 実相院

散華 吉祥院

お礼 目録

一 金式両 引接寺上人 一金壹両 御菓子料 (中略)

一 金式両 放光寺方丈 一金壹両 御菓子料 (中略)

一 金式両 御礼 法徳寺 一同 式百疋 塔婆書礼 (中略)

右之通り御法会首尾賑相濟候ニ付、記録如此ニ御座候、以上

慶応二年寅三月 三田村 代文右衛門

太郎太夫

庄三郎

Q 慶応四年歳中規定書<sup>31</sup>

一月八日

府中山伏福昌院年頭ニ相見へ至来もの左之通

御礼 壹枚 杓子 壹本

大判 拾枚 箸 式せん

山伏判之間ニおゐて左義長之御賄切中判壹帖出ス

御竈抜料銀三匁五分合御神酒生式ツ出ス、右御抜相濟候へハ判之間ニお

ゐて御膳酒出ス (中略)

十三日 左義長之事 (中略)

十六日 白米壹升小ろう三丁法徳寺へ為持上候事

二月十五日 御温盤ニ付半日惣休

## 若越郷土研究 六十一巻一号

朝小豆めし 菜のからし阿ひ

法徳寺安楽寺の団子至来二候ハ白米五合ツ、被遣候事

三月五日 権現様御下り

(中略)

同日 府中山伏相見へ候へハ昼茶漬、夫の御賄切中判壹帖小竹三本入用之事

竈竈御神酒 式ツ米五合銀三匁盆ニ入渡ス事

御宮湯ノ花料銀五匁白米壹升御神酒錫箱入也

(中略)

五月十五日 法徳寺竈竈ニ相見へ候筈也

六月十八日 夏祭りニ付半日惣休ミ

(中略)

二十四日 地藏様御祭礼に付

(中略)

昼時山伏相見へ候へハ(中略)切中判壹帖小竹三本入用也、

男頭湯花場所為替可申事

(中略)

七月盆 寺々取扱之事

一 白米 五升 御寺

一 白米 三升 同寺

一同 式升 法徳寺

一同 壹升 安楽寺

御祈禱料

一 銀 式拾匁 法徳寺

(中略)

九月八日 御祭礼ニ付 山伏福昌院相見候へハ直様御賄切中判壹帖小竹

三本入用也、白米五合御神酒錫ニ竈竈料銀壹匁盆ニ入指出す、竈竈相済

次第御宮へ行、湯ノ花料銀三匁白米壹升定式被遣候事、湯花相済罷歸り

候へハ御膳之上ニ而酒出ス事

(中略)

十二月二十八日

御寺々へ取扱方

御ツカミ

御位牌

一 白米 五升 円成寺

一 白米 三升 同寺

御齋料

御灯明料

一 銀 三匁 同寺

一 銀 式匁 同寺

御祈禱料

一 白米 式升 法徳寺

一 銀 拾匁 同寺

御初穂

一 白米 壹升 安楽寺

一 銀 拾匁 八右衛門

## 註

(1) 「幸宥等連署状」(岡本村史史料編 岡本村、一九五六年、一頁)。

(2) 「朝倉景伝書状」(岡本村史史料編 三頁)。

(3) 「尊経閣文庫所蔵文書」(福井県史資料編2中世 福井県、一九八六年、七〇八頁)。

(4) 「北畠信意宛黒印状」(増訂織田信長文書の研究 下巻 吉川弘文館、一九九六年、六四頁)。

(5) 「京都所司代村井貞勝宛印判状」(増訂織田信長文書の研究 下巻 六六頁)。

なお前文書では「大瀧白山之嵩」後の文書では「大瀧白山籠屋」とあるの

を同書では大瀧を今立大瀧とし、白山を勝山平泉寺としているが、筆者は「大

瀧白山之嵩」「大瀧白山籠屋」は大瀧寺奥の院を指すと理解する。その論拠

として滝川勢はこの時点では平泉寺に及んでいないし、大瀧寺奥の院を小

白山と称している。

(6) 「大瀧村氏神由来」(岡本村史史料編 一二頁)。

(7) 『神と紙その郷』岡太神社・大滝神社重要文化財指定記念事業実行委員会、

一九九二年、四一頁。内藤秀穂『平成四年五月三日厳修 法華八講』九頁。『平

成二十一年五月三日厳修 法華八講』岡太講、九頁。

(8) 越前市立紙の文化博物館蔵複製絵馬を見て記述。『いまだての華 たけふ

の粹』越前市武生公会堂記念館、二〇〇七年、カラー図版)。

(9) 「安楽寺濟候証文」(岡本村史史料編 二二七頁)。

- (10) 『神と紙その郷』一六九頁)。
- (11) 「福井藩修験道本末寺号其外明細帳 明治初年」(『明治初年寺院明細帳 第三卷』アルヒーフ・すずさわ書店、二〇一一年、四三三頁)。
- (12) 坂野二蔵『越前志』(越前市中央図書館蔵庭本文庫)。
- (13) 『今立郡寺院台帳』(福井県立図書館蔵)。
- (14) 三田村家文書「明治五千申年五月届 寺院由緒」(越前市史編纂室蔵マイクロフィルム)。
- (15) 「護摩木札」(越前市杉崎町杉崎神社蔵)。
- (16) 系字の「良」について『天台眞盛宗総本山西教寺歴代住持記録』に「引接寺十七世良雄上人 良雄上人ニ弟子三人アリ、第一ハ良天上人也。福井県眞盛派中ノ良法類ハ此ノ上人ノ支流也。米ノ宝樹寺ヲ以テ根源トナシ隆盛ヲ究ム、第二ノ弟子ハ、良敬法師ナリ。第三ノ弟子ハ福井光照寺良證西堂也。福井県山門ノ良法類ハ此ノ人ノ支流也。良法類ハ元三大師良源大僧正ノ法脈也」とある。また引接寺二十九世良順上人は福井光照寺より入っている。よって「良音」はこの法系の人であろう。なお『俱会一處―宝樹寺と干飯浦の歴史―』によると宝樹寺歴代に該当者がいない。
- (17) 同前(11)四三三頁。「天保五年五月と安政四年三月の大行院の護摩木札」(杉崎神社蔵)。
- (18) 同前(11)四三三頁。「文政三年八月と安政四年三月の清宝院の護摩木札」(杉崎神社蔵)。
- (19) 加藤河内家文書「御用諸向記録」(福井県立文書館複製本)。
- (20) 内田吉左衛門家文書「万覚留」(福井県立文書館複製本)。
- (21) 『神と紙その郷』四三三頁)。
- (22) 「南越温故集 補記」(『越前若狭地誌叢書 上巻』松見文庫、一九七一年、五八七頁)。
- (23) 「関泉寺」(『武生市史 資料編 社寺の由緒』武生市役所、一九八七年、

池田 大瀧寺の先達衆と安楽寺について

- 一八六頁)。
- (24) 「権現堂跡」(今立郡誌 今立郡誌編纂部、一九〇九年、二〇九頁)。
- (25) 「大徳山大瀧寺図」(『神と紙その郷』三六頁)。
- (26) 「三里山を取りまく泰澄開創社寺について(上)」(『若越郷土研究』第一五一巻第二号、二〇〇七年)、「同(下)」(『若越郷土研究』第五八巻第二号、二〇一四年)。
- (27) 「大瀧寺々庫収納田教帳」(岡本村史 史料編) 五九頁)。
- (28) 「大永中大瀧寺々庫収納田教帳」(岡本村史 史料編) 八四頁)。
- (29) 「大瀧寺々庫収納田教帳」(岡本村史 史料編) 五九頁)。
- (30) 「法華八講記 翻刻」(越前千年紀ロマン講座配布レジメ、二〇〇九年、大瀧寺文書「法華八講記」(今立町誌編纂時収集資料)、「法華八講記」(越前史料 三田村文書二) 参照)。
- (31) 「歳中規定書」(岡本村史 史料編) 一三三八頁)。